

【みどサポ】ポイント制のルール

第1 趣旨

このルールは、緑区・みどりっちサポーターバンク（以下、「みどサポ」という。）の会員が行ったサポート活動に対するポイントの付与及びその使用等（以下、「ポイント制」という。）を適切に実施していくために必要な事項を定める。

第2 制度の適用

ポイント制は、メールマガジン等（以下、「サポマガ」という。）で緑区区政部地域力推進室（以下、「事務局」という。）が募集する活動に参加したみどサポ会員に対して適用される。

第3 ポイントの付与

- 1 事務局は、会員のサポート活動への参加を確認した後、原則、翌開庁日にポイントを付与する。
- 2 事務局は、付与するポイント数をサポマガにあらかじめ掲載する。
- 3 会員が団体に登録している場合、事務局は参加した個人各々に対し活動に応じたポイントを付与する。
- 4 各サポート活動に参加した場合のポイントの付与方法
 - (1) 事業サポート活動に参加した場合
 - ア 事業へのサポート活動への参加をもってポイント付与の対象となる。
 - イ 事務局は、1事業の参加に対してポイントを付与し、時間によるポイント数の変動は考慮しない。ただし、1つの事業が複数日にわたって実施される場合は、（ポイント）×（日数）で計算したポイント数を付与する。
 - (2) 広報サポート活動に参加した場合
 - ア 事務局は、投稿1回（日単位）につき、ポイントを付与する。ただし月50ポイントを上限とする。
 - イ 共有のアドレスを用いて家族などで会員登録しており、その代表者が投稿する場合、事務局は、指定された会員にポイント付与する。
 - ウ 別世帯の会員が協力して連名で投稿する場合、事務局はそれぞれにポイントを付与する。ただし、それぞれにポイントを付与するのは、投稿時に連名である旨の連絡を受けた場合のみとする。
 - (3) モニターサポート活動に参加した場合
事務局は、モニター協力1回に対し、ポイントを付与する。
 - (4) その他のサポート活動に参加した場合
事務局は、募集する都度、サポマガに記載する。

第4 ポイントの管理

- 1 事務局は、各会員に付与したポイント数、使用したポイント数、残っているポイント数について記録する。
- 2 事務局は、会員からの依頼があった場合、各会員の現在のポイント数をメール又は文書で送付する。
- 3 会員は、活動から得たポイントを、ポイント付与の対象となった活動の日から3年経過以降の最初の3月31日まで持ち越すことができる。ただし、それ以降はすべて失効する。なお、事務局は、ポイントの失効にあたり各会員への事前又は事後の通知はしない。
(例) 平成26年度に得たポイントは、平成29年度(平成30年3月31日)まで使用することができるが、平成30年度(平成30年4月1日)からは、すべて使用できなくなる。
- 4 会員は、自身が保有するポイントを他の誰にも譲渡することはできない。
- 5 会員がサポート活動に参加した場合であっても、ポイントを付与することが適切でないと事務局が判断した場合、事務局は当該会員に対してポイントを付与しないことがある。

第5 ポイントの使用

- 1 ポイントは、会員本人が使用できる。
- 2 会員は、ポイントを使用して、事務局が指定する方法で特定の特典を取得することができる。特典は別表に定める。
- 3 特典の取得は、会員の申し込みに対し、事務局が承諾した場合に効力を発するものとする。
- 4 会員は、事務局が受理した特典取得の申し込みを取り消しすることはできない。また、ポイントの返還を求めることはできない。
- 5 会員は、ポイント使用の申し込み時点の特典を取得する。ただし、別表に掲載されている特典であっても、事務局の都合により申し込み時点で特典が消滅していることがある。この場合、事務局は申し込みのあった会員にその旨を通知し、会員は別の特典の取得又は今回のポイントの使用の中止をすることができる。
- 6 取得した特典を会員が利用することによって、特定の政治・宗教・企業等のPRや利益につながる可能性がある場合及びその他事務局が不適切と認める場合、会員は当該特典を取得することができない。
- 7 会員が、本ルールに違反していることが判明した場合又は会員として不適切な行為をした場合等は、事務局はポイントの一部もしくはすべてを取り

消すことがある。

- 8 登録を解除した場合であっても、ポイントの有効期限は上記と同様とする。
- 9 登録を解除した会員は、ポイントを使用することができない。ポイントの使用には再登録を必要とする。

第6 ポイントの使用手続き

- 1 ポイント使用申込書を記入の上、事務局に提出する。
- 2 事務局は、会員からの申し込みを受け、受理・不受理を会員へメール又は電話にて通知する。受理の場合、事務局は特典を会員へ提供する。

第7 その他

- 1 事務局が必要と判断した場合、事務局はいつでも本ルールの変更、停止、終了を行うことができる。
- 2 ポイント制は、特典の品質を保障するものではない。
- 3 事務局は、ポイント制の適用によって生じるいかなる損害にも責任を負わない。